

議案第52号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第15号）

資料1（379）（380）（381）

文化施設管理運営事業、宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）管理運営事業、及び文化芸術センター・庭園管理運営事業にかかる指定管理料について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宝塚市立文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）、宝塚文化創造館及び文化芸術センターの臨時休館等を実施した。このことにより利用料金の減収が発生したため、指定管理料の増額を行う。

2 概要

（1）文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）

ア 対象期間 令和3年4月25日～5月11日

イ 内容 臨時休館したことに起因して失ったと思料される無観客開催の実施で得られたはずの利用料金収入

ウ 金額 1,109千円

（ア）ベガ・ホール 541千円

（イ）ソリオホール 568千円

（2）宝塚文化創造館

ア 対象期間 （ア）令和3年4月25日～5月11日

（イ）令和3年5月12日～10月21日

イ 内容 （ア）臨時休館したことに起因して失ったと思料される無観客開催の実施で得られたはずの利用料金収入

（イ）営業時間短縮中における施設の運営に要する固定経費（当該期間の指定管理料等で補うことができない分に限る）

ウ 金額 680千円

（ア）に係る金額 670千円

（イ）に係る金額 10千円

（3）文化芸術センター

ア 対象期間 令和3年4月25日～5月11日

イ 内容 臨時休館中における施設の運営に要する費用（当該期間の指定管理料等で補うことができない分に限る）

ウ 金額 1,479千円